

事務連絡
令和6年7月1日

各都道府県・市町村介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「『指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について』に関するQ&A」の送付について

平素より介護保険制度の運営に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般「指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について」（令和6年4月26日事務連絡厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課通知）において、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援事業を実施する場合の留意点についてお示ししたところです。

その留意事項の趣旨等について、今般「『指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について』に関するQ&A」を送付いたしますので、内容を御了知いただくとともに、管内の関係団体への周知いただくようお願いいたします。

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
企画調整係 担当 水津
電話 03-5253-1111(内線 3982)
人材研修係 担当 上柳田
電話 03-5253-1111(内線 3936)

「指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の

留意事項について」に関するQ&A

問1 介護保険最新情報 Vol. 1260「指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について」において、「包括的に委託を行うことも差し支えない。」と記載があるが、この「包括的な委託」事務については、あくまで差し支えない内容であり、必ずしも包括的な委託を行う必要はない認識でよいか。

(答)

「包括的な委託」を含め、介護保険最新情報 Vol. 1260 でお示しした運用はあくまで一例であり、必ずしも同様の運用とする必要はない。

問2 介護保険最新情報 Vol. 1260「指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について」において、介護保険被保険者証の居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称欄について、包括的な委託を行う場合、「ケアマネ事業所と地域包括支援センターの双方を併記することとする」とあるが、国保連合会への受給者異動連絡票情報の連携等を踏まえ、従来どおり、予防給付の対象となる介護予防サービスを利用する場合は指定介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者の名称を記載し、総合事業のサービスのみを利用する場合は、第1号介護予防支援事業を実施する地域包括支援センターの名称を記載する運用でも問題ないか。

(答)

従来通りの運用でも差し支えない。